

郡市医師会担当理事 殿

佐賀県医師会副会長
佐賀県医療勤務環境改善支援センター長
森 永 幸 二
〔 公 印 省 略 〕

「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」の公開について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県医務課より、厚労省から標記について通知があったとして、周知依頼がありました。

令和6年4月以降、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用され、医師の健康を確実に確保する観点から、医療機関の管理者には、やむを得ず長時間労働を行う医師に対する面接指導や勤務間インターバルの確保といった追加的健康確保措置が義務付けられます。

特に、面接指導については、特例水準に関わらず、時間外・休日労働時間が月100時間以上になると見込まれる全ての医師が対象となります。また、面接指導を実施する医師（面接指導実施医師）は、面接指導に必要な知見に係る研修（面接指導実施医師養成講習会）を受講し、修了することが求められています。

今般、厚労省において公開された標記ウェブサイト（下記URL）では、面接指導実施医師が業務を行うために必要とされているオンライン講習（eラーニング）を提供するほか、面接指導に関する様々な情報が掲載されています。

なお、面接指導実施医師養成講習研修会の受講申込みは、年内に開始する予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解下さいますと共に、貴会会員医療機関へ周知下さいますようお願い申し上げます。

本件については、医療機関の開設者・管理者に通知を行うと共に、県医師会ホームページ・メディアカルトピックスへ掲載いたします。

記

■医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

〔添付資料〕

1. 医療機関の開設者・管理者宛て通知

別添*文書については「都道府県医師会宛て文書管理システム」から入手して下さい。

佐賀県医師会事務局
業務課 担当 佐藤・中山・林
E-mail : staff-sato@saga.med.or.jp
Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434

医療機関等の開設者・管理者 殿

佐賀県医師会副会長
佐賀県医療勤務環境改善支援センター長
森 永 幸 二
〔 公 印 省 略 〕

「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」の公開について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県医務課より、厚労省から標記について通知があったとして、周知依頼がありました。

令和6年4月以降、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用され、医師の健康を確実に確保する観点から、医療機関の管理者には、やむを得ず長時間労働を行う医師に対する面接指導や勤務間インターバルの確保といった追加的健康確保措置が義務付けられます。

特に、面接指導については、特例水準に関わらず、時間外・休日労働時間が月100時間以上になると見込まれる全ての医師が対象となります。また、面接指導を実施する医師（面接指導実施医師）は、面接指導に必要な知見に係る研修（面接指導実施医師養成講習会）を受講し、修了することが求められています。

今般、厚労省において公開された標記ウェブサイト（下記URL）では、面接指導実施医師が業務を行うために必要とされているオンライン講習（eラーニング）を提供するほか、面接指導に関する様々な情報が掲載されています。

なお、面接指導実施医師養成講習研修会の受講申込みは、年内に開始する予定とのことです。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

本件の詳細については、県医師会ホームページ・メディカルトピックスに掲載しています。

記

■医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

佐賀県医師会事務局 業務課 担当 佐藤・中山・林 E-mail : staff-sato@saga.med.or.jp Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434
--